

I 学士課程における助産師教育課程認証評価の概要

1 日本助産評価機構の沿革

日本助産評価機構（以下、「本機構」という。）は、2006（平成18）年8月に助産実践及び教育の第三者評価に関する事業を行うことで、助産実践及び教育の質の向上と利用者の選択の利便を支援し、その成果を助産教育機関・実践助産師・一般市民に情報開示し、社会における助産サービスの質がより一層向上し、ひいては母子の保健・福祉の向上に寄与することを目的として、社団法人日本助産師会、全国助産師教育協議会、日本助産学会の3団体の発起により設立され、2007（平成19）年1月17日に成立した特定非営利活動法人です。

一方、前出の3団体では、それぞれが助産実践に深く関わる専門職教育の評価システムの観点から、具体的な評価のあり方について調査・研究を行っており、その結果、様々な教育課程に適応できる多面的な評価システムを構築し、各教育機関の規模や多様性に対応でき、柔軟かつ弾力的な評価システムに基づく、助産教育の第三者評価が必要であるとの見解から、様々な助産教育評価に係る活動も行っておりました。

本機構は、助産専門職大学院の認証評価機関となるべく組織体制づくりや評価基準の検討を重ね、2007（平成19）年12月に文部科学大臣に助産専門職大学院の認証評価機関として申請し、2008（平成20）年4月8日付けで、認証評価機関として認証されました。

その後、2009年（平成21）年に天使大学専門職大学院の認証評価を行いました。

2010年（平成22）年より、実践施設として助産所の第三者評価を開始しました。

さらなる認証評価事業の拡大を目指し、2014年（平成26）年に一般財団法人日本助産評価機構を設立しました。

2015年（平成27）年に助産実践能力習熟段階(クリニカルラダー)レベルⅢの個人認証を開始しました。

2 認証評価の目的

本機構は、学士課程における助産師教育課程を置く大学からの求めに応じて認証評価を実施します。その目的は、日本の学士課程における助産師教育課程における教育水準の維持および向上を図ると共に、当該学士課程における助産師教育課程の個性的で多様な発展に資することにあります。そのために、本機構が定める評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施します。

- 1) 学士課程における助産師教育課程の教育活動等の質の保証と向上を図るため、学士課程における助産師教育課程を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定を行います。
- 2) 当該学士課程における助産師教育課程の教育活動等の改善に役立てるため、教育活動等について関連する大学関係者および助産職能団体役員、有識者等を加えた多面的な評価を実施し、評価結果を当該学士課程における助産師教育課程にフィードバックします。

- 3) 学士課程における助産師教育課程における人材育成について、広く国民の理解と支持を得られるよう教育活動等の状況を明らかにし、それを広く社会に示し、説明責任を果たす役割を担います。

3 認証評価の特徴

本機構が実施する学士課程における助産師教育課程認証評価には、以下のような特徴があります。

- 1) 本機構が行う学士課程における助産師教育課程の認証評価は、学士課程における助産師教育課程の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として行います。
- 2) 本機構の定める「学士課程における助産師教育課程評価基準」は、7章34の「基準」及び、基準に係る細則・解釈・定義等の33の「解釈指針」で構成され、学士課程における助産師教育課程として満たすことが必要と考えられる要件及び当該学士課程における助産師教育課程の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を設定しています。
- 3) 評価方法については、学士課程における助産師教育課程による、本機構の定める「学士課程における助産師教育課程評価基準」に則した自己点検評価報告書に基づき、書面調査（自己点検評価報告書の分析）及び現地調査により実施します。
- 4) 評価結果については、学士課程における助産師教育課程評価基準に「適合している」、「適合していない」の2区分で判断します。評価基準に「適合している」と認めるには、各基準がすべて満たされていなければなりません。「適合していない」場合は、適合しない理由に対する改善報告書の提出を求めます。

4 認証評価手数料

学士課程における助産師教育課程認証評価手数料は、下記のとおりです。

<評価手数料 700,000円（消費税込）>

また、本機構は、評価に関して対象学士課程における助産師教育課程の負担する評価手数料の詳細について、別に「学士課程における助産師教育課程認証評価手数料に関する規定」（規定参照）に定めています。

5 認証評価の組織体制

本機構の認証評価に係る組織体制は、認証評価評議会、評価委員会とその下に置かれる評価チーム、評価結果に対する対象学士課程における助産師教育課程からの異議申し立ての採否を審議する異議審査委員会によって構成されています。

認証評価評議会は、本機構の理事会が選任した認証評価評議会評議員9名（助産教育に従事する大学及び大学院教員3名、実践に従事する助産師3名、一般有識者3名）により構成され、評価基準の策定・変更等、認証評価事業の基本的事項決定のほか、評価報告書（原案）に対する評価対象からの意見の申し立ての採否を決定し、必要があるときには評価報告書（原案）の修正を行います。

評価委員会は、認証評価評議会の選任した評価委員10名程度（大学及び大学院助産分

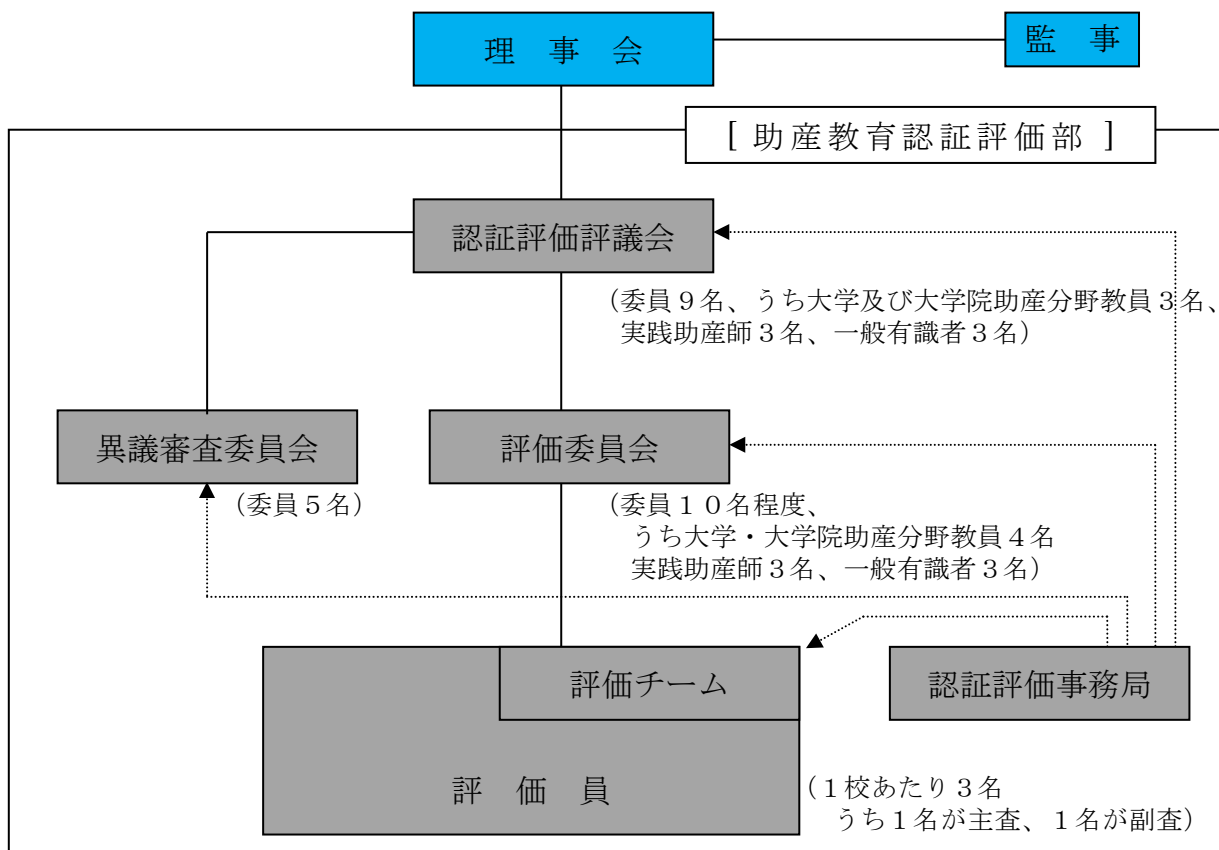
野の専任教員4名程度、実践に従事する助産師3名程度、一般有識者3名程度を原則とする)により構成され、調査報告書(案2)の検討、および認証評価事業の実施に関する事項を決定します。

評価チームは、評価委員会が評価対象毎に選任した評価員により構成され、構成人数は原則として3名とし、2名は大学及び大学院助産分野の専任教員とし、1名は助産師であって教育研究活動に識見を有する者あるいは助産領域の実践者とする。その内1名は主査とし、1名を副査とします。評価チームは、評価対象学士課程における助産師教育課程の自己点検評価報告書その他の資料の書面調査を行い、調査報告書(案1)にまとめ、対象学士課程における助産師教育課程に質問事項とともに送付します。その後、現地調査を実施し、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書(案2)を作成し、評価委員会に提出します。評価委員会を経て、評価報告書(原案)を作成し、認証評価評議会へ提出します。認証評価評議会の承認を得て、最終的に評価報告書をまとめます。

異議審査委員会は、認証評価評議会の選任した異議審査委員5名で構成され、異議審査委員のうち3名は大学及び大学院助産分野の専任教員、実践に従事する助産師、有識者とし、2名は当機構の副理事長および監事とします。異議審査委員会は、評価報告書に対し、評価対象から出された異議の申し立てがなされた場合、その異議についての審査を付託され、異議審査の結果を認証評価評議会へ提出します。

事務局は、評価委員会が任命した事務局長および所要の事務局員により構成され、認証評価に係る事務を処理します。

認証評価のための組織体制図



6 認証評価のプロセスとスケジュール

本機構の認証評価は、学士課程における助産師教育課程の受審申請をもって評価を行います。おおむね次ページに記載の「学士課程における助産師教育課程認証評価スケジュール」に準じて行います。

1) 対象学士課程における助産師教育課程による自己点検評価報告書の作成

本機構の認証評価を受けようとする学士課程における助産師教育課程は、機構が要請する自己点検評価項目を中心に自己点検評価を実施し、その結果をまとめた自己点検評価報告書及び基礎データ表、添付資料を指定期日までに機構に提出します。

2) 書面調査

評価チームは、自己点検評価報告書を分析・検討し、その結果を調査報告書（案1）にまとめ、対象学士課程における助産師教育課程へ質問事項と共に送付し、対象学士課程における助産師教育課程はそれに対する見解や質問事項への回答を機構に提出します。

3) 現地調査

原則として3名の評価員からなる評価チームが現地調査を行い、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案2）を作成します。

4) 評価報告書（原案）の作成

評価委員会は、評価チームによる調査報告書（案2）、自己点検評価報告書、関連資料に基づき、評価を行います。その意見を受けて、評価チームは評価報告書（原案）を作成し、対象学士課程における助産師教育課程に送付して意見を求めます。意見の申し立てがあれば、意見を検討し評価委員会として評価報告書に反映させます。

5) 認証評価結果の対象学士課程における助産師教育課程への通知

認証評価結果は、対象学士課程における助産師教育課程から評価報告書（原案）について意見の申し立てがなかったとき、もしくは、意見の申し立てがなされた場合、それに関する当機構が別途定める手続が終了したとき、認証評価評議会により確定します。確定した評価報告書は、対象学士課程における助産師教育課程に送付すると共に、社会に対して公表します。

6) 評価報告書に対する異議申し立て

評価報告書に異議を申し立てる場合は、評価報告書の公表後、速やかに、様式14を事務局に提出します。提出された、異議申し立ては異議審査委員会で審査されます。

7) 評価結果に対する学士課程における助産師教育課程の対応（改善報告書の作成）

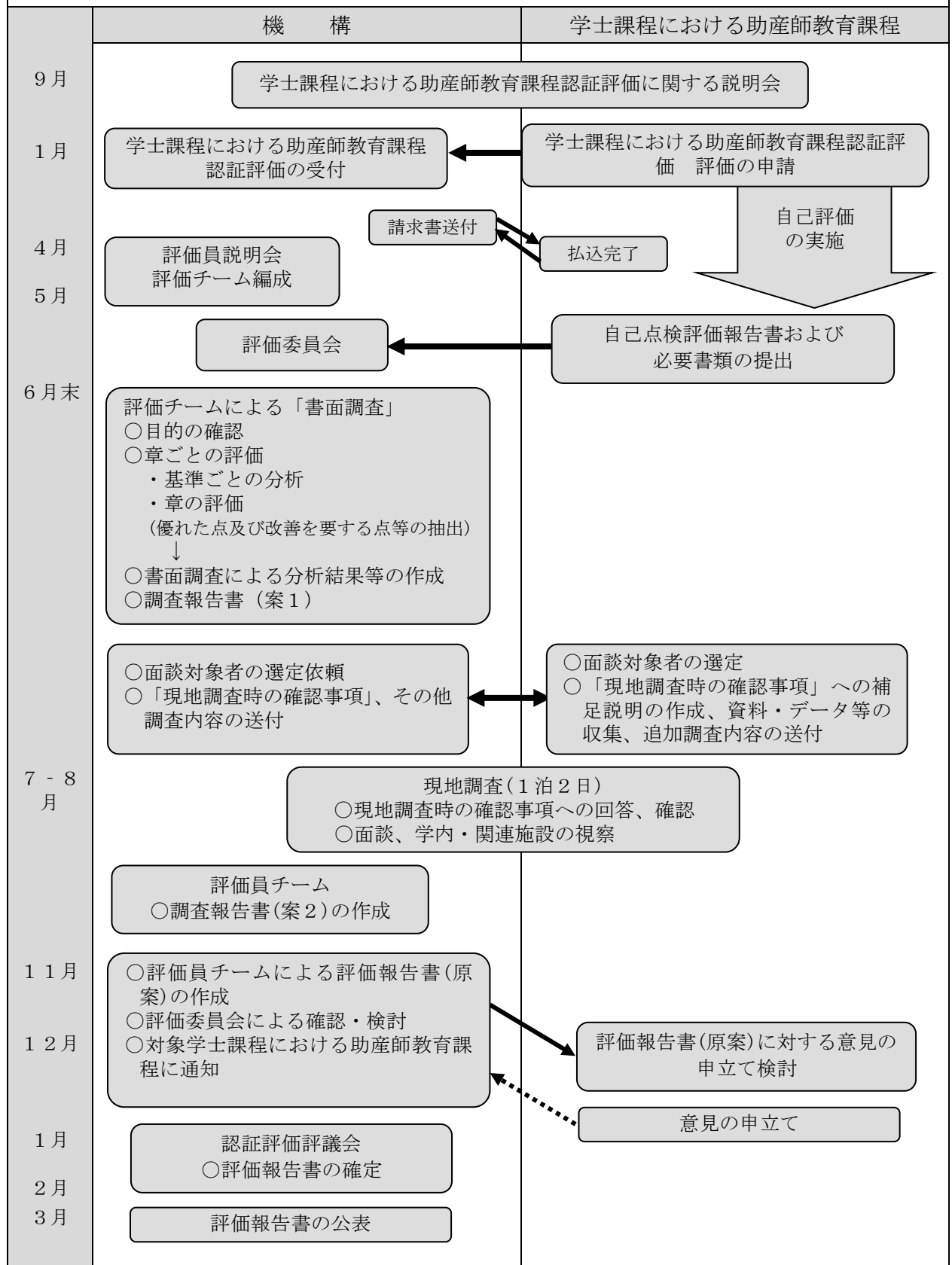
対象学士課程における助産師教育課程は、「評価報告書」に「勧告」及び「改善を要する点」が付されていた場合は、指定された期日までに「勧告」及び「改善を要する点」についての「改善報告書」を機構に提出しなければなりません。また、対象学士課程における助産師教育課程は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知することになります。機構は、通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該学士課程の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講じます。

8) 年次報告書

対象学士課程における助産師教育課程は、教員組織、収容定員及び在籍者数、教育課程及び教育方法、修了者の進路及び活動状況等、機構が指定した事項についての年次報告書を機構に提出することになります（様式10）。

学士課程における助産師教育課程認証評価スケジュール

※原則として、下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



7 認証評価における評価基準と評価項目

1) 評価基準の性質および機能

- ① 評価基準は、学校教育法施行規則第169条に規定する大学評価基準として策定されたものです。
- ② 評価基準は、公益社団法人日本助産師会の「助産師の声明」に定める助産師の理念に基づき、正常な出産の支援、女性のライフステージに応じた健康支援、家族を含めた地域母子保健活動を自立して実践し、これらの活動を行うための管理調整ができる高度な助産専門職の教育活動等を評価するために策定されたものです。
- ③ この評価基準は、学士課程における助産師教育課程設置基準を踏まえて、当機構が学士課程における助産師教育課程の教育・研究活動等が評価基準に適合している旨の適格認定を行う際に、学士課程における助産師教育課程に必要と考える要件および対象学士課程における助産師教育課程の目的に照らして、教育・研究活動等を分析・判断するために定めたものです。

2) 評価基準の表現方法

評価基準の表現方法は、その内容により、次の2つに分類されます。

- ① 学士課程における助産師教育課程において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等
- ② 学士課程における助産師教育課程において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。努力義務を指す。
例 「・・・に努めていること。」等

3) 解釈指針の表現方法

解釈指針は各基準に関する規則、ならびに各基準に係る説明、および例示を規定したものであり、その内容により、次の3つに分類されます。

- ① 学士課程における助産師教育課程において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等
- ② 学士課程における助産師教育課程において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。
例 「・・・に努めていること。」等
- ③ 学士課程における助産師教育課程において、定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。
例 「・・・が望ましい。」等

4) 適格認定

- ① 適格認定は、当機構が評価の結果、学士課程における助産師教育課程が評価基準に適合していると認められた場合に与えられます。
- ② 評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければなりません。
- ③ 各基準を満たすためには、上記3) 解釈指針の表現方法の①及び②が満たされていなければなりません。

8 評価結果の構成

学士課程における助産師教育課程に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 認証評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 学士課程における助産師教育課程の各評価基準における評価結果」で構成されています。

「Ⅰ 認証評価結果」には、対象学士課程における助産師教育課程が、「学士課程における助産師教育課程評価基準」に適合しているか否かを記します。

「Ⅱ 総評」には、対象学士課程における助産師教育課程の理念・目的ならびに教育目標とその明示、周知方法、教育目標の検証、対象学士課程における助産師教育課程の優れた点および改善を要する点を評価基準の章ごとに記します。

「Ⅲ 学士課程における助産師教育課程の各評価基準における評価結果」は、「学士課程における助産師教育課程評価基準」の36の評価基準それぞれに対する「根拠」、「評価結果」、「長所」および「改善を要する点等」で構成されています。

「根拠」は、各評価基準に対する評価の根拠になる事実を記します。

「評価結果」は、適合しているか否かを記します。

「長所」は、学士課程における助産師教育課程評価基準を満たし、他の学士課程の手本になるような優れた点を示します。

「改善を要する点」は、評価基準に対して、最低限必要な水準には到達しているが、より一層改善努力を促すために提示するものです。

9 認定証及び認定マーク

認証評価の結果、本機構の学士課程における助産師教育課程評価基準に適合していると認定された大学には認定証が交付されます。認定機関が明記された認定マークも発行されます。この認定マークを学士課程における助産師教育課程案内やパンフレットなどの刊行物やホームページに掲載することで、常に自己点検評価に取り組んでいること、そして社会に対して学士課程における助産師教育課程の質を保証していることの象徴となることを目指しています。



II 対象学士課程における助産師教育課程の現況及び特徴

1 現況

(1) 学士課程における助産師教育課程名

千里金蘭大学看護学部看護学科

(2) 所在地

大阪府吹田市藤白台5丁目25番地1号

(3) 学生数及び教員数

学生数 看護学科定員90名(平成26年度まで80名)

助産師教育課程定員8名程度(現在 4年生7名・3年生6名)

教員数 専任5名(うち、母性看護学との兼担2名)

実習指導教員(非常勤)5名

2 特徴

千里金蘭大学の母体である金蘭会学園は、明治38年に設立した「金蘭会女学校」をその淵源としている。「金蘭」という言葉、「易経繁辞伝」の「二人同心其利断金 同心言其臭如蘭」が指し示す、「二人の間には何にも優る信頼があり、そこから生まれる力強さと高い志」の精神を反映し、大学の教育理念「建学の精神に則り、豊かな教養と深い専門分野の知識を授け、社会から信頼される高い心志を持った力強い人材を養成し、地域社会に貢献する」を受け継がれている。

昭和23年金蘭会高等学校を発足させ、昭和38年に金蘭会短期大学家政科を設置した。平成15年に4年制大学として千里金蘭大学生活科学部を設置し、その後様々な改組が行われ、平成20年に看護学部看護学科が設置され、現在は2学部3学科(生活科学部食物栄養学科・児童学科、看護学部看護学科)で組織されている。看護学科設置と同時に助産師教育課程の教育も開始されている。

大学の教育理念を受け、看護学部では、人材養成の目的として「豊かな教養と人間性を備えるとともに、看護学に関わる専門性を有し、国民の健康保持や増進に貢献できる質の高い看護職(看護師、保健師、助産師ほか)の育成を目的とする」を掲げている。

上記を踏まえ、助産師教育課程では「豊かな人間性と倫理観を有し、基本的な助産実践能力を備えた助産師を育成する」を教育目的としている。

助産師教育課程の学生定員は8名で、現在までに22名の卒業生を輩出している。助産師国家試験の合格率は100%で、全員が助産師として大阪市立病院機構十三市民病院はじめ、地域の病院に就職し、「専門知識・技術だけではない、人間力を教育された学生・卒業生である」と高く評価されている。また、卒業生からは、助産師教育において教員の厳しく、かつ温かい対応により、個性を大切にされたと評価されている。

教員の「質の高い助産師(専門職)を育てたい」という強い意思・熱い思いは学生や卒業生、実習施設に十分に伝わり、助産師教育課程においては、基本的な助産実践能力を培い、将来的に社会のために貢献しようと意欲を持つ助産師の育成が行われている。

Ⅲ 千里金蘭大学に対する第三者評価結果

1 第三者評価結果

千里金蘭大学は、一般財団法人日本助産評価機構が定める学士課程における助産師教育課程の第三者評価の基準に適合していると認定する。

2 総評

第1章 教育の目的

大学の教育理念「建学の精神に則り、豊かな教養と深い専門分野の知識を授け、社会から信頼される高い心志を持った力強い人材を養成し、地域社会に貢献する」を受け、看護学部では、人材養成の目的として「豊かな教養と人間性を備えるとともに、看護学に関わる専門性を有し、国民の健康保持や増進に貢献できる質の高い看護職（看護師、保健師、助産師ほか）の育成を目的とする」をかかげている。

助産師教育課程では「豊かな人間性と倫理観を有し、基本的な助産実践能力を備えた助産師を育成する」を教育目的として掲げ、5つの教育目標を定め、カリキュラム設計も教育目的を反映している。

助産師教育課程では、保健師助産師看護師養成所指定規則で定められた28単位を読み替えせずに指定規則通りに配置し、教育の成果を上げている。

第2章 教育課程

教育課程では、5つの教育目標、すなわち1. 医療人としてのプロフェッショナルな意識を基盤とし、助産師のアイデンティティを育成する、2. 母子とその家族に対して、豊かな人間性と倫理的感応力に基づいた支援が行える能力を育成する、3. 正常なマタニティサイクルにおいて助産が行えるための、基本的な助産診断技術を育成する、4. 女性の一生涯を通じ、Quality of Lifeを高める基本的支援が行える能力を育成する、5. 社会の発展のために助産師として積極的に貢献しようとする意志を養う、を達成するために、保健師助産師看護師養成所指定規則で定められた28単位の科目を配置し、助産実践能力の修得に向けて努力している。

しかしながら、母性看護学科目と助産師教育科目の順序性は考慮されているものの、科目によっては開講時期の修正が必要である。また、演習科目に関しては、大学設置基準に即した形で授業時間を設定することが望まれる。

教育方法では、少人数での授業やグループワーク、討議等、双方向的あるいは多方向的教育が行われている。また、グループディスカッションやディベート、指導案作成やロールプレイを用いるなど、アクティブラーニング導入の工夫がみられる。

授業時間外に学生が学修できるよう、実習室の開放や自習スペースの確保、図書や視聴覚教材の整備がなされている。

実習施設は病院 10 か所と助産所 3 か所で、すべての施設に指導助産師を配置している。助産師教育課程の専任教員は 5 名であるが、専任教員のみで対応できない場合は、実習のみを担当する非常勤の実習指導教員を複数名配置している。その選考に当たっては、実践経験、倫理的・教育的対応能力等を考慮して人材を得て、学生のアイデンティティ形成に効果的に関わっている。

実習施設間においては、その連携を強化し、さらなる質の向上を図るために、実習施設が一同に会し、情報共有等の連携を図れるような機会を設けることが望まれる。

成績評価に関しては、基準が学修要項等に規定され、入学時より学生に周知されている。また、成績判定は領域の会議において妥当性が審議され、公正に行われている。卒業要件に関しては、大学学則に規定され、規定を満たしている。

教員の能力育成のための FD 研修会が定期的に行われている。学生及び教員による授業評価も科目ごとに実施されており、教育の改善を行う仕組みが整備されている。

第 3 章 入学者選抜

入学者選抜は、アドミッションポリシーに照らして、公平性や透明性を確保し、適切な選抜方針、選抜基準及び選抜手続きを明確に規定し、実施されている。

志願者の恒常的な維持を図るためには、看護基礎教育の母性看護学科目（特に母性看護学実習）の終了後に助産師教育課程の選抜を行うなどの工夫が望まれる。

第 4 章 学生への支援体制

学習支援については、助産学担当教員からの一貫した支援体制に加え、看護学部での学年担任や一般教養担当教員からの支援、図書館司書をはじめとする事務担当者等からの支援体制が整備されている。

また、生活支援においては、各種奨学金制度や健康相談、生活相談、ハラスメント対応等に関して相談体制が整備されている。

就職支援においては、学生支援センターのキャリアサポート課と連携して実施している。

第 5 章 教員組織

教員の採用および昇任は「教員人事に関する規定」に基づいて実施されている。また、教員全員が大学設置基準第 14～16 条の条件を満たしており、助産に関する実務経験も 6 年以上有している。

教員は、保健師助産師看護師養成所指定規則に定められた数を満たしており、担当科目は適切に配置されている。

母性看護学を兼担する教員が 2 名おり、学生への継続的な教員の関わりを可能としているが、助産師教育の質を担保するにはさらなる教員の確保を行うことが望まれる。

第 6 章 施設、設備および図書館等

講義室・実習室は十分な広さが確保され、視聴覚機器も整備されている。講義室は助産科目優先で使用が可能である。技術指導に必要な教材や物品も備えられている。図書

館所蔵の助産関連図書は実習室にも置いて貸出も可能となっている。

図書館には学生が自由に使用できるパソコンが数台配置され、文献検索や文献のダウンロードの利便性が図られている。

図書館内の一角に設置されている「ラーニング・コモンズ」は、学生がパソコンやプロジェクターを活用しながら、学生同士でディスカッションできる個室化された空間であり、学生の積極的な自修活動を支えている。

第7章 情報の公開・説明責任

助産師教育課程に関する情報は、リーフレットや大学ホームページ、オープンキャンパス等を通じて公開している。

教育情報については、学校教育法施行規則に定められた内容を大学ホームページで公開している。

3 長所および改善を要する点のまとめ

<長所>

- 1) 学士課程での助産師教育課程において、統合カリキュラムとして必要履修単位数を減らさずに、保健師助産師看護師養成所指定規則で定められた28単位をすべて配置しており、制約の大きい中で助産実践能力の修得、質向上にむけて努力している。(基準2-1-1)
- 2) 自習スペースや実習室の開放など、学生が自習できる環境整備に努力している。図書館では、文献検索だけでなく、文献のダウンロードができるシステムが整っている。また、利用時間への配慮や、学生からのレファレンス事例の登録等、カウンターサービスの向上と学習意欲にこたえるためのサービス拡充に努めている。(基準2-2-2)
- 3) 指導体制の工夫として、実習期間は教員が毎日実習に同行すること、実習施設との連携を密にとっていること、教員間で学生の情報を共有すること、看護基礎教育の母性看護学兼担教員が継続してかかわることなどを行っており、指導体制の配慮がなされている。(基準2-3-2)
- 4) 非常勤の実習指導教員の採用に当たっては、実践経験、倫理的・教育的対応能力等を書類審査と面接によって審査し、実習指導者を適切に配置している。また、非常勤の実習指導教員は年齢が30~40歳代で病院や助産所等での豊富な経験を有しており、学生の助産師アイデンティティの育成に効果的にかかわっていることを在学生・卒業生ともに高く評価している。(基準2-3-3)
- 5) 学生の受け入れ方針、選抜基準、選抜方法等の学生受け入れの在り方について検討するシステムが整っている。選抜方法も学生の状況を踏まえて検討し、よりよい選抜を目ざして適時、修正されている。

また、選考においてはグループディスカッションを課し、助産学に限定しない社会性を問うようなテーマを設定し、コミュニケーション能力を総合的に評価してい

る。(基準3-1-4)

- 6) 年度始めの履修オリエンテーションによる履修指導や学習計画の説明及び実習開始時のオリエンテーションなど、学習開始時の支援が行われている。また、助産師教育課程担当教員が1名につき2~3名の学生をゼミ学生として担当し、看護研究の指導が行われている。教員間での学生の実習状況等の報告も定期的に行われている。

看護学部においては担任制度を実施しており、学生は助産教育課程担当教員以外の担任の教員や一般教養担当の教員等から学習や生活に関する助言や指導を受けることができている。(基準4-1-1)

- 7) 看護師免許を持たない学生が助産ケアを実施することを考慮し、母性看護学との兼任教員を含む5名の専任教員と、非常勤の実習指導教員で病院実習指導(10箇所)を行っている。病院実習における指導は、学生をよく知るゼミおよび卒業研究指導担当教員が行い、一貫性のある指導を目指している。(基準5-1-1)

- 8) 専任および兼任教員5名のうち、4名が40歳以上であり、助産に関する実務経験も6年以上を有しており、助産に関する実務上の経験を有する教員組織である。

助産師教育課程責任者である教授は、40の著書や学术论文等の業績を持ち、講師3名についても豊富な研究ならびに社会活動実績をもっており、全員が、大学設置基準第14条~16条の条件を満たしている。(基準5-1-2)

- 9) 図書館には学生が自由に使用できるパソコンが数台配置され、文献検索や文献のダウンロードの利便性が図られている。学生は、健康教育パンフレットの作成等に図書館を積極的に活用している。(基準6-2-1)

- 10) 平成26年1月から学生の要望により、図書館の土曜日開館の開始や、学生からのレファレンス事例を登録し、カウンターサービスの向上と学習意欲にこたえるためのサービス拡充に努めている。

図書館内には、学生同士のディスカッションが可能な「ラーニング・コモンズ」という個室化された空間が設置され、学生の積極的な学修活動を支えている。また、図書館司書による学生への心身におよぶ支援は、学生が学修活動を継続するうえで、大きな支えとなっている。(基準6-3-1)

<改善を要する点>

- 1) 4年間の中で看護基礎教育の上に積み上げる助産師教育課程という位置づけを明確にしたカリキュラム構築が望まれる。(基準1-1-1)
- 2) 「助産学概論」に地域母子保健の内容を包含していることや、母性看護学実習の前に助産選抜試験が行われていることから、一部の科目の順序性、および助産学と看護学との連動を工夫することが望まれる。(基準2-1-1)
- 3) 学生に対しては、シラバスを通じて授業の内容や方法、履修要件等があらかじめ明示されているが、本来は4年次前期に配置されている科目が実際には3年次後期に開講されているなど、シラバスに示されたスケジュールでは開講されていないことから、シラバスに沿って開講することが望まれる。(基準2-1-2)
- 4) 講義科目として科目立てられている中に、一部演習が含まれており、科目区分が明

瞭でない状況が見受けられる。また、特別講義と称して規定された時間以上（24時間）の授業が組まれている。学生には自己学修時間も必要なので大学設置基準に即した形で授業時間を設定することが望まれる。（基準2-1-3）

- 5) 授業は規定された時間内に組み、授業時間外は、学生が自主的に学修を進められるような配慮が望まれる。（基準2-2-2）
- 6) 実習施設の選択は分娩介助を優先しているため、分娩の間接介助、乳児健診、家庭訪問に関しては、1例も経験していない学生がおり、学生間で経験内容にばらつきが生じている。できるだけ学生の実習経験内容を均等にすることが望ましい。（基準2-3-1）
- 7) 助産師教育課程の実習を受け入れている施設間の連携を強化し、実習内容のさらなる質向上を図るために、大学において全実習施設が一堂に会して実習指導を検討する会議を設けることが望まれる。また、実習に出る前から学生と実習指導者の関係構築や学生の技術育成を図っておくことが望まれる。（基準2-3-5）
- 8) 志願者が少ないことや履修取消者が出ることに關する対策を講じることが望まれる。（基準3-2-1）
- 9) 助産師課程選考の合格発表後に、学生に対して、卒業後に助産師として県内に就職する旨の誓約書を提出させているが、学生の自由意思による進路選択のためには、過度な拘束力を強要しないよう配慮が望まれる。（基準4-2-3）
- 10) 規模に応じた教育上の配慮を行っているが、保健師助産師看護師養成所指定規則で定められた28単位をすべて配置していること、実習病院が多いこと、看護基礎教育（母性看護学）との兼担教員もいることから、教育の質を担保するには、さらに教員の確保を行っていくことが望まれる。（基準5-1-1）

IV 千里金蘭大学の各基準における評価結果

第1章 教育の目的

1 基準ごとの分析

1-1 学士課程における助産師教育課程の教育目的

基準 1-1-1

学士課程における助産師教育課程においては、教育目的や教育目標を定め、教育課程に反映していること。

<根拠>

大学の教育理念「建学の精神に則り、豊かな教養と深い専門分野の知識を授け、社会から信頼される高い心志を持った力強い人材を養成し、地域社会に貢献する」を受け、看護学部では、人材養成の目的として「豊かな教養と人間性を備えるとともに、看護学に関わる専門性を有し、国民の健康保持や増進に貢献できる質の高い看護職（看護師、保健師、助産師ほか）の育成を目的とする」をかかげている（評価報告書、p4、表Ⅱ-1）。

上記を踏まえ、助産師教育課程では「豊かな人間性と倫理観を有し、基本的な助産実践能力を備えた助産師を育成する」を教育目的としている。また5つの教育目標、1. 医療人としてのプロフェッショナルな意識を基盤とし、助産師のアイデンティティを育成する、2. 母子とその家族に対して、豊かな人間性と倫理的感応力に基づいた支援が行える能力を育成する、3. 正常なマタニティサイクルにおいて助産が行えるための、基本的な助産診断技術を育成する、4. 女性の一生涯を通じ、quality of life を高める基本的支援が行える能力を育成する、5. 社会の発展のために助産師として積極的に貢献しようとする意志を養う、を掲げ、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを明文化している（評価報告書 p4-5、表Ⅱ-1）。カリキュラム設計もこれらを反映している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

4年間の中で看護基礎教育の上に積み上げる助産師教育課程という位置づけを明確にしたカリキュラム構築が望まれる。

基準 1-1-2

学士課程における助産師教育課程においては、その教育目的を学内に周知し、学外に公表していること。

<根拠>

大学の教育理念、看護学部の教育目的等はホームページや学生ハンドブックに掲載されており、学内外に周知、公表されている。現在、助産師教育課程の教育目的、教育目標は明文化しているものの、ホームページには掲載されていないが、公表の準備をしている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 1-1-3

学士課程における助産師教育課程においては、その教育目的に適った教育が実施され成果を上げていること。

<根拠>

助産師教育課程では、助産基礎的科目 4 科目 8 単位、助産実践的科目 3 科目 9 単位、助産学実習 11 単位、計 28 単位が設定されている。他大学の学士課程における助産師教育課程では、統合カリキュラムと称して看護学と助産学の重複を相互補完し、必要履修単位数を減らすこと（いわゆる読み替え）が行われていることが多いが、読み替えを行わず保健師助産師看護師養成所指定規則で定められた 28 単位をそのまま配置している。

第 1～4 期生（平成 23～26 年度）の期間で、助産師教育課程の単位修得者は 22 名であり、全員が助産師国家試験を合格している（基礎データ p9、表 3-②）。また全員が助産師として就職しており、教育の成果を上げている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

第2章 教育課程

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育内容は指定規則をもとに助産実践に必要な授業科目が配置されていること。

<根拠>

看護基礎教育と並行して行われる学士課程での助産師教育課程において、保健師助産師看護師養成所指定規則で定められた28単位の科目をすべて配置している。また、助産師教育課程と保健師教育課程を含む看護学科全体のカリキュラムについて、平成29年度カリキュラム改正に向けて委員会を立ち上げ、検討が開始されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

学士課程での助産師教育課程において、統合カリキュラムとして必要履修単位数を減らさずに、保健師助産師看護師養成所指定規則で定められた28単位の科目をすべて配置しており、制約の大きい中で助産実践能力の修得、質向上にむけて努力している。

<改善を要する点>

「助産学概論」に地域母子保健の内容を包含していることや、母性看護学実習の前に助産選抜試験が行われていることから、一部の科目の順序性、および助産学と看護学との連動を工夫することが望まれる。

基準2-1-2

カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されていること。

また、学生に対して、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示されていること。

<根拠>

保健師助産師看護師養成所指定規則で定められた28単位の科目をすべて必修科目として配置しているため、助産師教育課程の科目で選択科目はない。

看護基礎教育の母性看護学科目と助産師教育科目の配置を比較すると、母性看護学科

目は、2年次前期「母性保健医療学演習（母子保健に関わる病態生理）」、2年次後期「母性看護学対象論」、3年次前期「母性看護学援助論演習」、3年次後期から4年次前期「母性看護学実習（助産師教育課程を選択する学生は3年次後期に履修）」を配置しており、助産師教育科目は3年次前期に助産基礎的科目の病態生理に該当する「周産期医学Ⅰ」「周産期医学Ⅱ」を配置し、それ以外は3年次後期以降に集中講義として配置している。

上記のように、母性看護学科目と助産師教育科目との履修の順序性は考慮され、履修が系統的・段階的に行われるよう工夫されている（資料4-1）。

<評価結果>

基準に適合している。

<改善を要する点>

学生に対しては、シラバスを通じて授業の内容や方法、履修要件等があらかじめ明示されているが、本来は4年次前期に配置されている科目が実際には3年次後期に開講されているなど、シラバスに示されたスケジュールでは開講されていないことから、シラバスに沿って開講することが望まれる。

基準2-1-3

各授業科目における授業時間等の設定が、単位数・時間数との関係において、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の規定に照らして適切であること。

<根拠>

保健師助産師看護師養成所指定規則で定められた28単位のうち、講義、演習の17単位は1単位15時間で、実習は1単位45時間で組まれている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

講義科目として科目立てられている中に、一部演習が含まれており、科目区分が明瞭でない状況が見受けられる。また、特別講義と称して規定された時間以上（24時間）の授業が組まれている。学生には自己学修時間も必要なので大学設置基準に即した形で授業時間を設定することが望まれる。

2-2 教育方法

基準 2-2-1

学士課程における助産師教育課程においては、講義・演習・実習または質疑応答・討議その他の方法による双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。

<根拠>

助産師教育課程の定員は「8名程度」であり、実際の学生数は8名以下（5～8名）である。看護基礎教育と並行した形での助産師教育であるため、実習を展開するうえでは学生数は適当である。

8名程度なので、少人数での授業やグループワーク、討議等、双方向的あるいは多方向的な教育は行いやすい環境である。適切な学生数で維持されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-2-2

学士課程における助産師教育課程における授業は、次に挙げる事項を考慮したものであること。

- (1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。
- (2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学修を充実させるための措置が講じられていること。

<根拠>

看護基礎教育の母性看護学の講義と連動させて助産学科目が配置されており、効果的な履修ができるよう配慮されている。教育方法もグループディスカッションやディベート、指導案作成やロールプレイを用いるなど、アクティブラーニング導入の工夫がみられる。しかし、看護基礎教育の80～90名の授業と助産師教育課程の少人数での授業に学生が十分適応できていない状況が生じている（自己評価、p20）。

授業時間外に学生が学修できるよう、実習室の開放や自習スペースの確保、図書や視聴覚教材の整備がなされている。しかし、はじめから規定された時間以上の授業が組まれているため、学生はさらにその授業以外の時間に学修しなければならない。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

自習スペースや実習室の開放など、学生が自習できる環境整備に努力している。図書館では、文献検索だけでなく、文献のダウンロードができるシステムが整っている。また、利用時間への配慮や、学生からのレファレンス事例の登録等、カウンターサービスの向上と学習意欲にこたえるためのサービス拡充に努めている。

<改善を要する点>

授業は規定された時間内に組み、授業時間外は、学生が自主的に学修を進められるような配慮が望まれる。

2-3 実習指導体制

基準 2-3-1

臨地実習科目の履修については、学士課程における助産師教育課程の目的を達成するために必要な実習の内容と方法が具体的に示されていること。

<根拠>

大学全体の臨地実習要項である「実習要項」が冊子としてまとめられているのに加え、助産学実習に関しては別途「助産学実習要項」が冊子にまとめられている。

「助産学実習要項」には、実習目的、実習目標、単位数と実習時間、実習施設、履修内容と方法、単位認定基準等が明文化され、これを用いて助産学実習施設との打ち合わせや学生へのオリエンテーションを行っている。

実習内容は、妊娠期の診断とケア（平均 12.0 例）、分娩期の診断とケア（平均 6.2 例）、分娩介助数（平均 11.0 例）、分娩の間接介助（平均 0.8 例）、出生直後の診断とケア（平均 1.2 例）、産褥期の診断とケア（平均 3.0 例）、継続事例（平均 1.2 例）、乳児健診（平均 0.7 例）、家庭訪問（平均 0.5 例）等で履修している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

実習施設の選択は分娩介助を優先しているため、分娩の間接介助、乳児健診、家庭訪問に関しては、1 例も経験していない学生がおり、学生間で経験内容にばらつきが生じている。できるだけ学生の実習経験内容を均等にすることが望ましい。

基準 2-3-2

科目の履修に際しては、学生個々の能力レベルに応じた指導体制の配慮がなされていること。

<根拠>

学士課程における助産師教育では、看護基礎教育が並行して行われており、助産師教育担当の教員 5 名中 2 名は看護基礎教育の母性看護学も担当しているため、学生個々の能力レベルを把握しやすい環境にある。

また、看護基礎教育 4 年次の看護研究では、全員の助産師学生が母性看護学を選択するため、学生はゼミ担当教員と密な関係を形成している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

指導体制の工夫として、実習期間は教員が毎日実習に同行すること、実習施設との連携を密にとっていること、教員間で学生の情報を共有すること、看護基礎教育の母性看護学兼担教員が継続してかかわることなどを行っており、指導体制の配慮がなされている。

基準 2-3-3

学士課程における助産師教育課程は、臨地実習を履修する実習施設に、学士課程における助産師教育課程の目的を達成するために、1 名以上の適切な指導能力を有する実習指導者が配置されていること。

<根拠>

実習施設は病院 10 か所と助産所 3 か所あり、すべての施設に指導助産師を配置している。助産師教育課程の専任教員は 5 名であるが、専任教員のみで対応できない場合は実習のみを担当する非常勤の実習指導教員を複数名配置している。

非常勤の実習指導教員は、助産師としての実践経験や教育的対応ができる人を審査して雇用し、実習指導の効率化を図っている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

非常勤の実習指導教員の採用に当たっては、実践経験、倫理的・教育的対応能力等

書類審査と面接によって審査し、実習指導者を適切に配置している。また、非常勤の実習指導教員は年齢が 30～40 歳代で病院や助産所等での豊富な経験を有しており、学生の助産師アイデンティティの育成に効果的にかかわっていることを在学学生・卒業生ともに高く評価している。

基準 2-3-4

各実習施設に同時に配置する学生数は、当該実習施設の規模に応じ、実習の目的を達成するにふさわしい数であること。

<根拠>

分娩介助実習を受けてもらう実習施設は 3 施設で、学生の配置は実習施設の分娩件数に応じて、前半の実習では 1 施設 2～3 名、後半の実習では 1～2 名としている。

全ての実習施設とは実習受け入れ可能な学生数について、毎年打ち合わせを行い、配置する学生人数を決定している。

また、助産師教育課程の目標にもあるように、正常なマタニティサイクルにおける助産を行うための基本的助産診断技術の能力を育成するために、継続事例は助産所で出産する事例を選択している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-3-5

学士課程における助産師教育課程では、実習施設および実習指導者と連携をとり、実習内容の質の向上に努めていること。

<根拠>

病院実習では、実習前は打ち合わせ会議を開催し、実習後は実習総括会議を開催している。病院によっては、実習を受け入れているすべての学校が参加する病院主催の実習連絡会があり、教員はこの連絡会にも参加している。

助産所実習では、実習前に打ち合わせ会議を開催し、実習終了時には記名式アンケート調査を実施し集計結果は全助産所と共有している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

助産師教育課程の実習を受け入れている施設間の連携を強化し、実習内容のさらなる質向上を図るために、大学において全実習施設が一堂に会して実習指導を検討する会議を設けることが望まれる。また、実習に出る前から学生と実習指導者の関係構築や学生の技術育成を図っておくことが望まれる。

基準 2-3-6

学士課程における助産師教育課程は、実習科目の目的に合致した助産活動を行っている実習施設を確保していること。

<根拠>

実習施設の選定基準は、病院では、大阪市内からの距離、病院規模、分娩数、指導者数、指導可能な助産師数、看護部の協力度、助産ケアの充実度、助産学実習の受け入れ経験等を考慮している。学生配置においては、実習期間内に全ての学生が分娩介助例数に到達できるように工夫している。

助産所の選定基準は、助産師職能団体に所属していること、助産業務ガイドラインに準拠した管理を行っていること、一定数の分娩数を維持していること、教育的対応が取れること等であり、実習科目の目的にかなう実習施設を開拓し確保している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

2-4 成績評価および卒業認定

基準 2-4-1

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という）が、学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って、公正に成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

<根拠>

- (1) 成績評価の基準は、学修要項に規定され、1年次入学オリエンテーションから学生に周知されている。シラバスには、単位認定基準と点数の構成要素、配分が明記され、助産師教育課程オリエンテーションや各科目初講時にも周知されている。
- (2) 成績判定は、母性看護学・助産学領域会議において妥当性を審議し、決定している。科目ごとの採点分布データが出るため、必要に応じて試験の難易度や成績評

価の適切性を検討している。

- (3) 全ての科目に追再試験の機会が保障されており、実施する際も学習時間を確保できるように日程も考慮されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-4-2

学士課程における助産師教育課程の卒業要件は、各大学学則の規程を満たすものであること。

<根拠>

学士課程における助産師教育課程では、卒業要件はまず看護基礎教育の大学卒業要件を満たし、そのうえで、助産師教育課程で定められた 28 単位を修得する必要があるが、これらは大学学則に定められており、規程を満たしている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-4-3

教育内容および方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD・SD 体制）が整備され、実施されていること。

また、学生および教員による授業評価が組織的に実施されていること。学生による授業評価、教員評価等を総合的に判断し、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。

<根拠>

組織的な研究および研修体制としては、大学の全学的な取り組みとして FD 研修会が年に 1 回開催され、教員は参加が義務付けられている。看護学部主催の FD 研修会も定期的に行われている。

助産師教育課程の教員を対象とした体制としては、全国助産師教育協議会の総会と研修会の参加は、大学の経費支給を受けて出張として参加している。また、平成 27 年度全国助産師教育協議会ファーストステージ研修には、教員 2 名が大学から受講費一部（1/3）補助を受けて参加している。

学生および教員による授業評価では、大学として科目ごとに学生の授業評価を実施し、他教員による第三者評価として継続的に公開授業が実施され、授業改善に役立っている。

実習施設からも学生の到達度、実習運営、教員の指導状況等について意見を聴取し、

授業や実習を見直しており、教育の改善を行う仕組みは整備されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

第3章 入学者選抜

1 基準ごとの分析

3-1 入学者選抜

基準 3-1-1

学士課程における助産師教育課程は、志願者選抜について、公平性、透明性、多様性の確保を前提とし、課程の目的に照らして、適切な選抜方針、選抜基準および選抜手続きを明確に規定し、公開していること。

<根拠>

助産師教育課程の希望者については、2年次後期修了時に実施される選抜試験で、助産師教育課程を履修できることが大学案内に明示されている。また、進学説明会、オープンキャンパス等で助産課程の選抜試験他の情報提供を行っている。入学後は学生ハンドブックを見れば助産師教育課程履修の詳細について確認することができ、2年次進級の際には助産師教育課程に関するガイダンスが実施されている。

さらに選抜試験実施前の12月に説明会を開催し、選抜試験を書面にて学生に通知している。

選抜試験に関しては、実施要領(資料 16-3-1)ならびに試験監督要領(資料 16-3-2)が作成されており、公平性や透明性が確保され、適切な選抜方針、選抜基準および選抜手続きを明確に規定し、公開している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 3-1-2

志願者選抜にあたっては、学士課程における助産師教育課程において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

<根拠>

志願条件としては、第4セメスターまでの専門科目のうち、すべての必修科目に加えて、母性保健医療学演習、母性看護対象論を修得していなければならないこと、さらに志願者は卒業後、助産師としての就職を強く希望する者とし、公衆衛生看護学選択科目の履修者選考試験との併願ができないことが明記されている(資料1)。

選考にあたっては、①筆記試験、②面接、③第4 Semesterまでに履修したすべての科目の成績を総合して審査することが明記されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 3-1-3

志願者選抜が入学者選抜の基準および手続きに従って実施されていること。

<根拠>

志願条件を満たした者が志願手続きを行うシステムとなっている。

選抜は、選抜試験実施要領資料(資料 16-3-1)、助産選抜試験監督要領(資料 16-3-2)に基づいて実施されている。

また、母性看護学・助産学領域で選抜試験に係わる採点を行い、合否判定資料を作成し、学部教授会で最終決議が行われるという透明性のある手続きをとっている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 3-1-4

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されていること。

<根拠>

自己点検評価報告書によると、学生の受け入れ方針や選抜基準とその方法に関する検討は、適宜、母性看護学・助産学領域会議で行われ、その議事報告ならびに学部での審議を必要とする事項については、看護学部教授会にて検討が行われるという、恒常的な組織体制・システムが確立されている。さらに、内規「助産師国家試験資格取得に係る選択科目の履修について」の変更については、母性看護学・助産学領域会議、学部教授会会議の検討に加え、大学協議会で審議され、学長によって決定されている。

また、講義や実習における学生の状況を踏まえて、選抜方法についても検討を行っている。平成 22～25 年度の選抜試験では、小論文と既習科目の面接を課していたが、平成 26 年度より小論文を筆記試験に変更している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

学生の受け入れ方針、選抜基準、選抜方法等の学生受け入れの在り方について検討するシステムが整っている。選抜方法も学生の状況を踏まえて検討し、よりよい選抜を旨として適時、修正されている。

また、選考においてはグループディスカッションを課し、助産学に限定しない社会性を問うようなテーマを設定し、コミュニケーション能力を総合的に評価している。

3-2 収容定員と在籍者数

基準 3-2-1

学士課程における助産師教育課程の在籍者数については、収容定員に対して著しい欠員ないし超過が恒常的なものにならないよう対応等が講じられていること。

<根拠>

選抜定員は、教員数、実習施設の分娩数を考慮し、8名程度としている。平成25年度7名、平成26年度7名、平成27年度6名である。履修取り消し者が各年度において1~2名存在する。この履修取り消しは、履修放棄、講義科目や助産学実習の単位が取得できなかったことによる（調書2：表8~10）。

在籍者に対する対応として、単位取得が心配される学生に対しては、学習相談や個別指導、面談の機会を設け、支援を行っている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

志願者が少ないことや履修取消者が出ることに関する対策を講じることが望まれる。

第4章 学生への支援体制

1 基準ごとの分析

4-1 学修支援

基準4-1-1

学生が在学期間中に学士課程における助産師教育課程の履修に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、学士課程における助産師教育課程の目的に照らして、履修指導、学習相談や助言体制の整備が十分になされていること。

<根拠>

定期的な履修オリエンテーションや実習オリエンテーションを実施している。また、学生は、助産師教育課程担当教員のゼミ学生として一貫した指導体制が取られている。

さらに、助産師教育課程担当教員以外の教員からも学習相談や助言が受けられる体制になっている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

年度始めの履修オリエンテーションによる履修指導や学習計画の説明及び実習開始時のオリエンテーションなど、学習開始時の支援が行われている。また、助産師教育課程担当教員が1名につき2~3名の学生をゼミ学生として担当し、看護研究の指導が行われている。教員間での学生の実習状況等の報告も定期的に行われている。

看護学部においては担任制度を実施しており、学生は助産教育課程担当教員以外の担任の教員や一般教養担当の教員等から学習や生活に関する助言や指導を受けることができる。

4-2 生活支援等

基準4-2-1

学生が在学期間中に学士課程における助産師教育課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援および学生生活に関する相談・助言や支援体制が整備されていること。

<根拠>

複数の奨学金があり、奨学金に関するオリエンテーション、相談は、入学時より実施されている。奨学金事務は学生支援センターの学生サポート課が担っており、様々な奨学金、学生ローン等を学生が活用することを支援している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 4-2-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室（カウンセラー等）を設置するなど必要な相談・助言体制が整備されていること。

<根拠>

看護学部として、学生の健康管理の支援は看護師が常駐する健康管理室が担当している。健康管理室では、毎年4月に定期健康診断を実施する他、学生の健康相談に随時応じている。

生活等の相談対応としては、全学学生委員会内に学生相談部門を設置し、毎週水曜日・木曜日に臨床心理士によるカウンセリングルームにて相談活動を行っている。各種ハラスメント防止や対応のために「ハラスメント防止等に関する規定」を定め、ハラスメント防止・対策委員会を設置し、各学部教員から構成される相談員を配置し、ハラスメント被害の相談に対応している。

また、学生の意見を学長に直接伝えることができる「学長直行便」があり、学生は学長に意見等を直接伝える手段を有している。

助産師課程の担当教員や学生からのヒアリングによると、これまで助産師教育課程においてハラスメントが問題となったことはない。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 4-2-3

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されていること。

<根拠>

就職支援委員会が設置されており、看護学部内の教員1名が就職支援委員を担当している。看護学部学生委員会も看護学部生の就職支援を行っている。就職支援は、学生支援センターのキャリアサポート課と連携して実施している。

3年次9月には、看護学部主催の卒業生が在校生に就職活動に関する助言を行う「里帰り講演会」を開催している。12月にはキャリアサポート課主催で就職ガイダンスを実施している。さらに3月には実習施設の合同就職説明会を開催している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

助産師課程選考の合格発表後に、学生に対して、卒業後に助産師として県内に就職する旨の誓約書を提出させているが、学生の自由意思による進路選択のためには、過度な拘束力を強要しないよう配慮が望まれる。

第5章 教員組織

1 基準ごとの分析

5-1 教員の資格と評価

基準5-1-1

学士課程における助産師教育課程においては、規模に応じて、教育上必要な教員が置かれていること。

<根拠>

助産師教育課程を主担当とする専任教員は3名で、いずれも看護師等養成所の運営に関する指導要領第4の1項(2)に挙げられている要件を満たしている。また、看護師免許を持たない学生が助産ケアを実施するため、母性看護学との兼任教員を含む5名の領域教員と実習を担当する非常勤教員(実習担当教員)で病院実習指導(10箇所)にあたっている。

病院実習における指導は、ゼミおよび卒業研究指導担当教員が行っている。

継続事例実習は、助産院で行っているため、その指導に非常勤の実習指導教員を雇用している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

看護師免許を持たない学生が助産ケアを実施することを考慮し、母性看護学との兼任教員を含む5名の専任教員と、非常勤の実習指導教員で病院実習指導(10箇所)を行っている。病院実習における指導は、学生をよく知るゼミおよび卒業研究指導担当教員が行い、一貫性のある指導を目指している。

<改善を要する点>

規模に応じた教育上の配慮を行っているが、保健師助産師看護師養成所指定規則で定められた28単位をすべて配置していること、実習病院が多いこと、看護基礎教育(母性看護学)との兼任教員もいることから、教育の質を担保するには、さらに教員の確保を行っていくことが望まれる。

基準 5-1-2

学士課程における助産師教育課程において教育上の指導能力があると認められる者が専任教員として置かれていること。

- (1) 大学設置基準の第14条から第16条に規定された、教育・研究上の業績を有する者
- (2) 助産に関する実務上の知識および能力、経験を有する者。

<根拠>

助産師教育課程を担当する教員それぞれが、臨床経験を十分持ち、研究実績ならびに、社会活動経験が豊富であり、自己研鑽にも努めている。

また、全国助産師教育協議会の助産師教育行方教員向けの研修会にも参加する等、指導力向上に努めている（調書 2-17、表 15）。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

専任および兼任教員 5 名のうち、4 名が 40 歳以上であり、助産に関する実務経験も 6 年以上を有しており、助産に関する実務上の経験を有する教員組織である。

助産師教育課程責任者である教授は、40 の著書や学術論文等の業績を持ち、講師 3 名についても豊富な研究ならびに社会活動実績をもっており、全員が、大学設置基準第 14 条～16 条の条件を満たしている。

基準 5-1-3

教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

<根拠>

教員の採用および昇任にともなう審査等は「教員人事に関する規程」に基づいて実施されている（資料 6-3-1、2、資料 2）。

年 2 回学生への授業評価アンケートを行い、授業評価を実施している（資料 16-2-9）。

<評価結果>

評価基準に適合している。

5-2 専任教員の配置と構成

基準 5-2-1

保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める専任教員数は、規則に定める専任教員数に基づき、助産師の資格を有する専任教員が3名以上置かれていること。

<根拠>

助産師教育課程においては5名の教員が携わっている。内訳は、助産師課程の専任教員3名と母性看護学を兼担する教員2名である。母性看護学と助産学を担当する教員全員が助産師の資格を有している。また、5名の教員が助産学に係わる科目を担当している（調書2：表14、16）。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 5-2-2

5-2-1で規定される専任教員は、適切な担当科目に配置されていること。

<根拠>

助産基礎的な科目群の助産学概論および助産実践的な科目群は、教授をはじめとする、専任教員が多くの講義を行う構成となっている。また、実習も専任教員、兼任教員5名全員が担当している（調書2：表14,18）。

助産師教育課程担当教員の担当科目は5名全員が5科目（助産学実習を含む）であり、各教員の担当時間は、講義6～76時間、演習30～50時間、実習495時間であり、適切に配置されている（表18）。

<評価結果>

評価基準に適合している。

第6章 施設、設備および図書館等

1 基準ごとの分析

6-1 施設の整備

基準6-1-1

学士課程における助産師教育課程には、その規模に応じて、教員による教育および研究ならびに学生の学修その他、当該助産師教育課程の運営に必要で十分な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。

<根拠>

平成20年看護学部棟として改築された2号館の中で助産師教育課程教育が行われている。(建築後7年目となる)。4階講義室 3階自習室、1階の実習室を使用している。講義室・実習室は十分な広さが確保され、視聴覚機器も整備されている。講義室は助産科目優先で使用可能であり、実習室は母性看護および分娩介助で使用する部分をエリア化しており、家庭訪問演習など畳のスペースも確保されている。技術指導に必要な教材や物品も備えられている。図書館所蔵の助産関連図書は実習室にも置いて貸出も可能である。

自習室、図書館、教員室、事務室についても必要な規模、質が備えられている。

<評価結果>

評価基準に適合している

6-2 設備の整備

基準6-2-1

学士課程における助産師教育課程には、教員による教育および研究ならびに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。

<根拠>

必要な機器は整備されている。学内パソコンからSPSSを10台まで使用可能となっており統計ソフトも使用可能である。学内パソコンから学生も教員も文献検索ソフトに制限なく使用できている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

図書館には学生が自由に使用できるパソコンが数台配置され、文献検索や文献のダ

ダウンロードの利便性が図られている。学生は、健康教育パンフレットの作成等に図書館を積極的に活用している。

6-3 図書館の整備

基準 6-3-1

図書館には学生の学習および教員の教育・研究のために、必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。図書館の開館時間は学生の学習および教員の教育・研究のために、十分に確保されていること。

<根拠>

附属図書館の開館時間は、平日は9時から19時10分まで、土曜日は10時から16時である。母性看護学・助産学関連図書は361冊 定期購読雑誌3冊 電子ジャーナルは、洋雑誌50冊、和雑誌23タイトルある。助産課程学生の希望する図書や教員が推薦する図書は別置きしている。

年度初めに新入生向け利用ガイダンスや、3年以上には文献検索ガイダンスが行われている。平成26年から館内に「ラーニング・コモンズ」が開設され、学生の自主的な学修活動の支援となっている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

平成26年1月から学生の要望により、図書館の土曜日開館の開始や、学生からのレファレンス事例を登録し、カウンターサービスの向上と学習意欲にこたえるためのサービス拡充に努めている。

図書館内には、学生同士のディスカッションが可能な「ラーニング・コモンズ」という個室化された空間が設置され、学生の積極的な学修活動を支えている。また、図書館司書による学生への心身におよぶ支援は、学生が学修活動を継続するうえで、大きな支えとなっている。

第7章 情報の公開・説明責任

7-1 情報の公開・説明責任

基準7-1-1

学士課程における助産師教育課程における教育活動等の状況について、印刷物の刊行およびWEBへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

<根拠>

助産師教育課程の周知については、リーフレットとホームページ上で行っており、オープンキャンパスでは学生による演習場面の紹介をしている。また、年に2回臨床助産学セミナーを開催し、学外の参加者にも開放している。

また、現在は助産師教育課程と保健師教育課程の教育活動の情報をホームページに掲載する準備をしている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

7-2 情報公開のための体制整備

基準7-2-1

学内外からの要請による情報公開のための規程および体制が整備されていることが望ましい。

<根拠>

教育情報については、学校教育法施行規則に定められた内容をホームページで公表している。大学全体としては大学評価基準に関する認定を受けておりホームページにも掲載している。

また、情報公開のための規定についても、現在整備している。

<評価結果>

評価基準に適合している。